

あま市自殺対策事業の推進について

1 事業推進の背景及びあま市自殺対策計画

平成 28 年の自殺対策基本法の改正により、自殺対策の新たな位置づけが「生きることの包括的な支援」となり、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられたため、本市では平成 30 年 3 月に「あま市自殺対策計画」を策定しました。

計画期間は平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度までの 10 年間とし、自殺対策に取り組んできました。計画期間の中間年度であった令和 4 年度は、関係各課部会員に聴き取りをし、これまでの取組の振り返りと評価、今後の取組の確認及び数値目標の見直しを行いました。

2 計画の推進体制

次の組織を設置し、自殺対策を推進します。

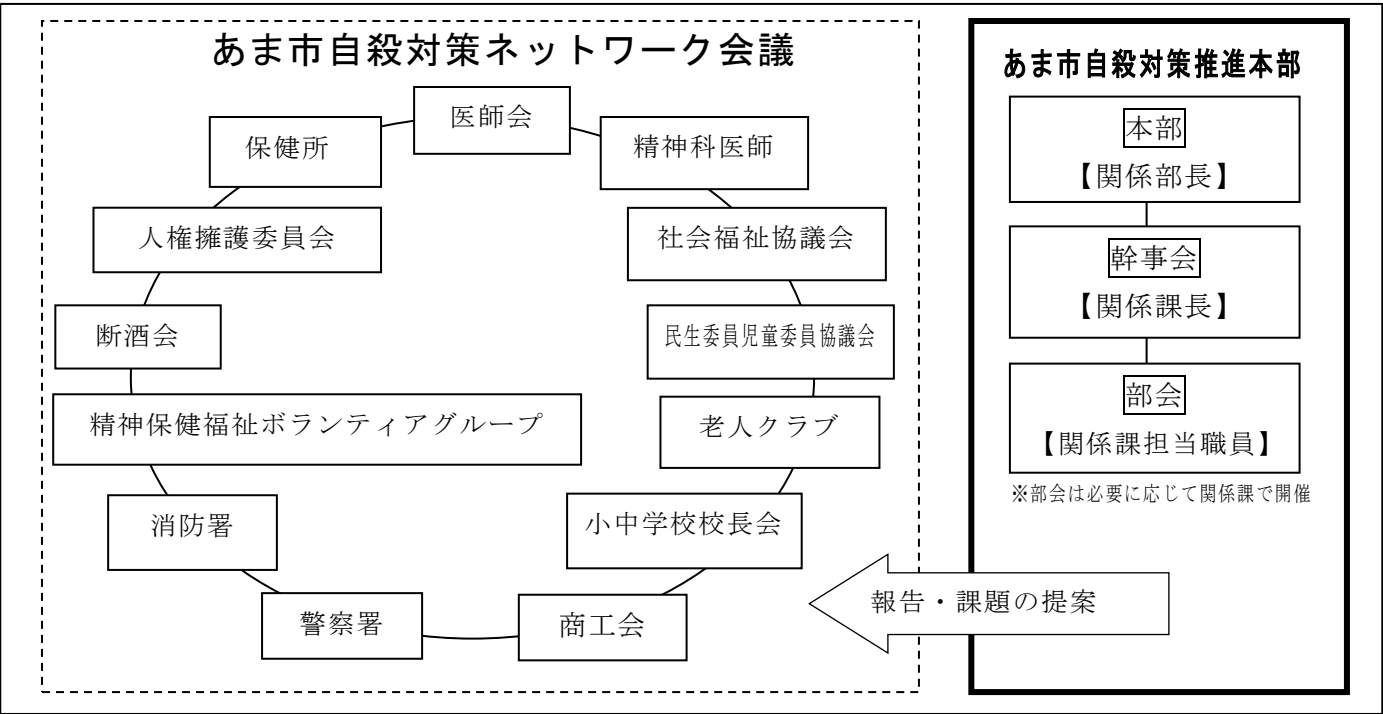
○あま市自殺対策ネットワーク会議 ※年 1 回開催（7～8 月を予定）

重点項目で上がった課題について、行政、関係機関及び民間団体等と連携し、ケースを通しての情報共有・対策等について検討し、生きるための包括的な支援に向けて、自殺対策を総合的・効果的に推進できる体制を整えます。

○あま市自殺対策推進本部 ※年 1 回開催（6～7 月を予定）

市の自殺対策の推進体制を確立するため、庁内関係部局が横断的に参画するよう、計画の進捗管理及び施策の調整等を行うとともに、計画に添った事業・取組を着実に推進します。

自殺対策推進体制図



3 あま市における自殺者の現状【資料 1】

（1）あま市の自殺者数

本市における毎年の自殺者数の推移は、令和 2 年は過去最高の 24 人、令和 3 年は過去 2 番目の 20 人となり、コロナ禍において、大きく増加しました。

令和 4 年には 10 人まで減少しましたが、令和 5 年は 15 人で増加に転じ、令和 6 年も 18 人で増加傾向にあります。

令和 2 年から令和 6 年までの自殺者数の平均は、総数 17.4 人のうち男性が 13.4 人で女性 4 人の 3.4 倍となっています。人口 10 万人対で算出した自殺死亡率の推移では、国・県がほぼ横ばいであるのに対し、本市は上下の変動が大きく、令和 2 年・3 年は国・県を大きく上回り、令和 4 年に一旦下がりましたが、令和 5 年は再び増加に転じ、令和 6 年には国 16.1％・県 16.4％に対し本市では 20.3％となっています。

（2）あま市自殺者の特徴

本市の令和 2 年から令和 6 年までの年代別自殺者数は、60 歳代以上の高齢者の自殺者数が多くなっています。令和 2 年・3 年のコロナ禍では、働き盛りの年代である 40・50 歳代の自殺者数が増加し、同居人有無別では、約 6 割が同居人「あり」となっています。

原因別では、「健康問題」が毎年、高い状況であり、「家庭問題」と「経済・生活問題」と合わせて約 70％を占めています。また、令和 3 年以降は「勤務問題」の割合も高くなってきています。

職業別では、「被雇用・勤め人」はほぼ横ばいで、年々「年金・雇用保険等生活者」の割合が減少傾向にありましたが、令和 6 年は増加に転じました。

なお、未遂歴別では、毎年 7 割以上が「未遂歴なし」となっています。

4 計画推進に向けての課題と課題解決に向けての取組

（1）計画推進に向けての課題

令和 5 年 3 月に中間評価を行った結果、活動指標に係る評価は概ね目標を達成しましたが、成果指標となる「ゲートキーパーの認識」、「節度ある適度な飲酒の認識」及び「相談窓口の認識」等について、目標を下回る結果となりました。ゲートキーパー養成講座を開催したり、市公式ウェブサイト、SNS や街頭啓発による普及啓発活動を行ったりしてきたものの、更なる取組が必要であると考えられます。

(2) 課題解決に向けての取組

○連携・ネットワークを活用した周知啓発の強化

計画に掲げる事業・取組は、保健・医療・福祉・教育・労働など幅広く、また市が単独でできる事業・取組ばかりではないため、計画推進にあたっては、関係機関・団体等と連携・協働するとともに、市内では関係部局間の連携を図り、自殺や自殺関連事象に対する正しい理解や周知啓発に努め、全庁的に取り組むことが必要となります。

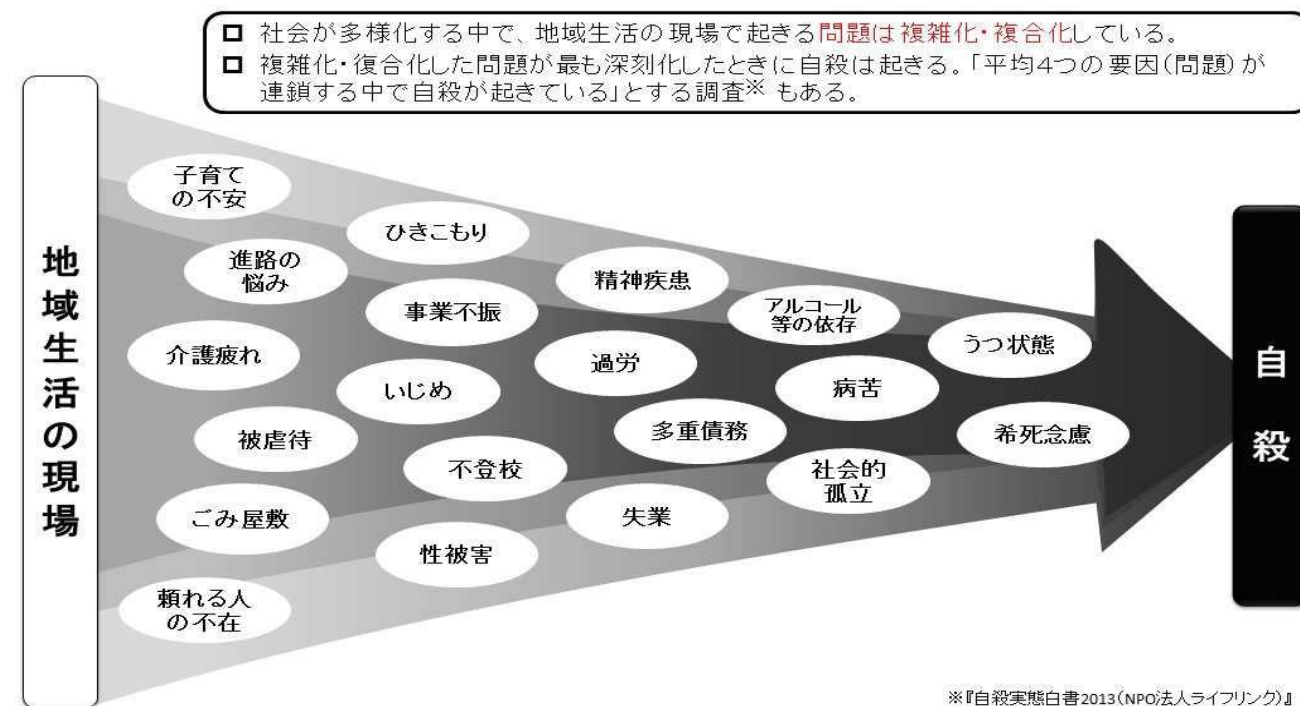
○自殺や自殺関連事象に対する正しい理解と気づきのための人材育成

自殺の原因は健康問題が最も多く、直接的な要因として「うつ状態」が多いといわれています。

しかし、「うつ状態」になるまでには「子育ての不安」「介護疲れ」などの社会的要因や「孤独・孤立」の問題が潜在し、連鎖していることから、うつ状態になる前の段階で問題解決に導くための「相談窓口」について、市民に届く普及啓発活動を実施する必要があります。

また、声をかけ、耳を傾け、早めに専門家に相談するよう促す（つなぐ）ことができる「ゲートキーパー」の役割を周知するとともに、多くの人々が「ゲートキーパー」の役割を担うことができるよう、人材を養成する必要があるため、養成講座の受講者の拡大、開催方法等を検討していきます。

さらに、「節度ある適度な飲酒」について、広報あま、健診時及び各種イベントにて普及啓発を実施していきます。



5 令和7年度に取り組む自殺対策の重点施策【資料2】

計画初期から実施している重点施策については、全体目標としての「自殺者数の減少」「自殺死亡率の低下」を達成するために、計画後期も引き続き実施していきます。特に、悩みを抱えている方が相談できる場所やこころの健康チェック等、“市民への普及啓発”及び悩んでいる方に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげる“ゲートキーパーの養成”について重点的に取り組む必要がある中、5つの重点項目に対し、新たな取り組みを加えながら令和7年度以降も継続して各施策を実施していきます。

全体目標		
	現状(R2～R6 平均)	令和9年
自殺者数の減少	17.4人	10.0人以下
自殺死亡率の低下(人口10万人対)	19.6	11.7以下

(1) 関係機関等との連携・ネットワークの強化

- 顔の見える関係を目指して、市民生委員児童委員協議会及び各地区民生委員児童委員協議会に定期的に参加
- 困難なケースについて、必要に応じて関係課、関係機関等とのケース検討会議を開催

(2) 気づきのための人材育成

- 人材を養成するためのゲートキーパー養成講座の受講対象者を拡大
- ゲートキーパー養成講座の受講済者に対し、フォローアップのためのステップアップ講座の実施

(3) 市民への普及啓発

- 市民に相談先を周知するため、リーフレット等による普及啓発の継続
- ゲートキーパーの役割等の認識向上のため、ゲートキーパーリボンを作成し、ゲートキーパー養成講座受講者に配布
- 市公式LINE等のSNSを活用した自殺対策関連記事の配信
- アルコールパッチテスト等による適正飲酒の啓発

(4) ハイリスク者に対するアプローチ・支援

- 相談窓口のリーフレット等による普及啓発の拡大
- 虐待やヤングケアラーの予防のために、子育て世帯訪問支援事業を実施
- 子どもや若者、女性を対象とした自殺対策の強化

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- 全校(各中学校区に1名)にスクールソーシャルワーカーを配置
- 「ヤングケアラー」に関するパンフレット等の配布による普及啓発